

# 煙火製造施設基準チェックリスト

製造所名								
所在地								
種類	煙火・がん具煙火							
工室名	停滞量(kg)		定員 (人)	保安距離(m)		保安間隔(m)		適
	法定	現行		法定	実測	法定	実測	
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>

規則第4条第1項	基準（適合する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、該当しない場合は <input type="checkbox"/> ）		適
第1号	①火薬類製造所の標識を掲示 ②発火・爆発に関する必要事項を掲示（避難方法、消火活動等） ③危険区域を明瞭に定め警戒札を掲示。【例】境界線に柵、ロープ、ライン		<input type="checkbox"/>
2号	危険区域には、作業上やむを得ない施設以外は設置しない。		<input type="checkbox"/>
3号	危険区域の境界が森林内の場合は延焼防止措置として幅2m以上の空地を設ける。		<input type="checkbox"/>
4号	危険工室等は、第4号の表(ろ)に定める保安距離を確保する。		<input type="checkbox"/>
4号の2	危険工室等は、製造所内の施設に対し告示（昭和49年第58号）の保安間隔を確保する。 ただし、基準により連接する場合は不要とする。		<input type="checkbox"/>
5号	危険区域内に石炭等の固体燃料を使用するボイラー室、煙突を設けない。		<input type="checkbox"/>
5号の2	煙火の製造所は、粉塵爆発の危険性が高いものとして、アルミニウム、マグネシウムチタン、マグナリウムの金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けない。		<input type="checkbox"/>
6号	①爆発の危険のある工室は別棟（隔壁による連接は別棟と解釈） ②火焰に対し抵抗性を有する構造（木材には有効な防火塗装） ③建築材料は爆発時に軽量な飛散物となるものを使用（放爆式構造、準放爆式構造は除く。）		<input type="checkbox"/>
7号の2 [土堤等]	爆発工室・火薬類一時置場には、土堤、簡易土堤、防爆壁を設ける。 次の場合は、省略できる。 ①がん具煙火貯蔵庫と同等以上のがん具煙火用一時置場（クラッカーボールは除く。） ②放爆・準放爆工室の放爆面以外の方向 ③保安間隔若しくは保安距離が4倍以上確保できる爆発工室・一時置場の当該方向 ④" "が2倍以上4倍未満の場合は、防火壁で代えられる。	該当 · 非該当 該当 · 非該当 該当 · 非該当 該当 · 非該当	<input type="checkbox"/>
7号の3 [避雷装置]	火薬・爆薬の停滞量100kg超の火薬類一時置場には避雷装置を設ける。（がん具煙火貯蔵庫・導火線庫と同等以上のがん具煙火（クラッカーボールは除く。）用・導火線用一時置場は除く。）		<input type="checkbox"/>
8号 [発火工室]	①発火のおそれのある危険工室は別棟 ②耐火性構造とする（木材には有効な防火塗装）		<input type="checkbox"/>
9号 [防火壁等]	次の場合には防火壁等の延焼を遮断する措置を講じる。 ①発火工室と連絡する渡り廊下 ②発火工室と保安距離が2倍未満の製造所外の保安物件 ③発火工室と保安間隔が2倍未満の製造所内の施設	該当 · 非該当 該当 · 非該当 該当 · 非該当	<input type="checkbox"/>
9号の2	危険工室の発火危険の設備には、必要に応じて自動消火設備等の消火設備を設ける。		<input type="checkbox"/>
10号	危険工室付近には、貯水池、貯水槽、消防栓等の消火設備を設ける。		<input type="checkbox"/>
11号 [窓・扉]	①危険工室の窓、出口扉は容易に避難可能なもの【例】多く設け、外開きとする。 ②危険工室の窓、扉の金具は摩擦で発火しないもの【例】銅、真鍮など ③危険工室の窓は直射日光で発火しないもの【例】不透明な擦りガラス、フィルムなど		<input type="checkbox"/>
12号	①危険工室の内面の剥離及び火薬類混入防止 ②火薬が飛散し内面へ浸透しない構造【例】内面に隙間がなく、水洗いでき、表面が滑らか ③床材に発火爆発防止措置、鉄類を表さない【例】床材は鉛板、ゴム板、ビニル床シート、木板		<input type="checkbox"/>

6号	工室・火薬類一時置場は、鉄、砂礫、木、ガラス等の異物混入で火薬が発火しない措置。	<input type="checkbox"/>
[清掃・散水]	【例】常に清潔に掃除、強風の場合は散水で砂塵を防ぐ	<input type="checkbox"/>
7号	危険工室等には、携帯電灯以外の灯火を持ち込まない。	<input type="checkbox"/>
8号	危険工室等及びその付近には、爆発・発火・燃焼し易い物をたい積しない。	<input type="checkbox"/>
9号	危険工室等には、告示(昭49年第58号)の範囲内で停滯量及び同時に存置できる火薬類原料を定め、これを超えて存置しない。	<input type="checkbox"/>
10号	製造上特に温度に関係ある作業では温度範囲を定め、その範囲内で作業する。	<input type="checkbox"/>
10号の2	日乾作業終了後、放冷する必要がある場合には、集積せずに放冷室で常温まで放冷した後でなければ、他の場所へ移動しない。	<input type="checkbox"/>
11号	危険工室内で使用する機械、器具、容器は、常に機能を点検し手入れを怠らない。	<input type="checkbox"/>
12号	危険工室の機械、器具、容器を修理する場合には、保安責任者の指示で危険予防の措置	<input type="checkbox"/>
[設備等修理]	【例】工室外で機械等に付着・浸透した火薬類を除去した後に修理する。 【例】工室内で修理する場合は、火薬類を安全な場所に移動し、付着火薬を除去する。	<input type="checkbox"/>
13号	危険工室・一時置場の改築修繕は、保安責任者の指示で事前に危険予防の措置	<input type="checkbox"/>
	【例】工室等の火薬・危険物を安全な場所に移動、内面・機械等に付着した火薬を除去	
14号	危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。	<input type="checkbox"/>
15号	火薬類の廃棄・不良品は、危険予防及び盗難防止措置の上で速やかに廃棄する。【例】廃棄まで専用の廃棄容器に保管し、移送する。【例】あらかじめ定めた場所で廃棄する。	<input type="checkbox"/>
16号	火薬類・原料・半製品の運搬は、衝突・転倒・動搖・摩擦等のないよう慎重に行う。	<input type="checkbox"/>
16号の2	原動機車は、火薬類の粉末等が飛散する工室及びその付近へ入れないこと。【例】例外	<input type="checkbox"/>
17号	火薬類・油類の付着した布類・廃材は、廃棄するまで危険予防措置【例】一定の容器に収納して毎日工室外へ搬出し、周囲に可燃物を置かない。	<input type="checkbox"/>
18号	火薬類の爆発試験・燃焼試験・発射試験・焼却等は、一定の場所で行う。	<input type="checkbox"/>
19号の2	火薬類の製作作業は、次の作業を除き許可を受けた工室で行う。 (I) 許可を受けた日乾場において日乾作業を行う。 (II) 仕掛け準備作業は、保安距離・保安間隔が確保された「仕掛け準備場」で行う。 (III) 星打ち場・星掛け場は、保安距離・間隔を確保し直射日光を防ぐ措置を講じる。	<input type="checkbox"/>
20号	火薬類と化学作用を起こさない内装に収め、告示(昭49年第58号)による木箱、段ボール箱、紙袋、合成樹脂袋等の外装に収納する。	<input type="checkbox"/>
[内装・外装]		
21号	①内装・外装・打揚煙火外殻には、火薬類の種類・数量・製造所名・製造年月日を明記する。 [表示]	<input type="checkbox"/>
	②がん具煙火の内装には、①に加え使用方法を明記する。(紙筒等ハーストがなければ省略)	
24号	外装には、「衝撃注意」「火気厳禁」等の必要な注意事項を記載する。	<input type="checkbox"/>
27号	作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は見張り等の盗難防止措置を講じる。	<input type="checkbox"/>
28号	赤燃を取扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用工室で行い、器具・容器・作業衣・履物は、専用のものを使用する。	<input type="checkbox"/>
[赤燃作業]		
29号	マグネシウム粉・アルミニウム粉・マグナリウム粉・亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によって発火しないような措置を講じる。	<input type="checkbox"/>
[発熱・発火]		
30号	塩素酸塩・亜塩素酸ナトリウム及びこれらを含有する火薬・爆薬を取扱う器具・容器には、その旨を明記し、他の火薬類の取扱いには使用しない。	<input type="checkbox"/>
[塩素酸塩等]		
31号	球状の打揚煙火の外殻貼付け後は、導火線取付け等の外殻の穴空け作業を行わない。	<input type="checkbox"/>
[親みち取付]		
31号の2	直径10cmを超える球状の打揚煙火には、伝火薬を取付ける。	<input type="checkbox"/>
31号の3	割薬に塩素酸塩を含有する場合には、割薬と星が直接接しないような措置を講じる。	<input type="checkbox"/>
32号	赤燃の配合工室・鶏冠石と塩素酸カリウムの配合工室は、毎日1回以上水洗掃除をする。	<input type="checkbox"/>
33号	薬紙・速火線の切断等の摩擦・衝撃を加える作業は、少量ずつ行う。	<input type="checkbox"/>
34号	静電気で発火する火薬を扱う場合は静電気を除去するための措置 【例】衣類、履物、手袋は静電気の帯電防止【例】雷薬又は滻剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、履物及び手袋は導電性のものを着用する。ふるい、たらい、小分け用コップは導電性のもの(鉄製のものを除く)を使用する。	<input type="checkbox"/>
35号	手筒煙火の製造を行う際は、次の事項に適合する。 (I) 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しない。	<input type="checkbox"/>